

# 告示

## 埼玉県告示第六百七十号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

川口市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
		令和三年度	街区境界調査 図十七枚 街区境界調査 簿一冊	中央四地区（川 口二丁目の一 部、飯塚一丁 目の一部）	令和四年六月 二十二日